

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

福島労働局一般公示第30号

福島地方最低賃金審議会は、福島県自動車小売業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福島県の区域内で当該事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和6年8月26日までに、福島地方最低賃金審議会（福島市花園町5番46号福島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年8月9日

福島労働局長 井口真嘉